

2 2 - 1 東北大学金属材料研究所材料分析研究コア内規

制 定 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

改 定 令和 4 年 2 月 1 7 日

(設置)

第 1 条 東北大学金属材料研究所（以下「本研究所」という。）に材料分析研究コア（以下「コア」という。）を置き、コアの組織および運営については、この内規の定めるところによるものとする。

(目的)

第 2 条 コアは、各種材料の化学・物理分析法を用いた材料評価支援と評価方法の開発研究を通して、本研究所および学内外の材料の研究開発の一翼を担う。

2 最先端の解析技術を用いた材料の構造および組織評価の場を研究者に提供し、また必要とされる技術支援と解析技術の提供を行い、材料の研究開発を推進する。

3 文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業（以下「ARIM事業」という。）の実施組織として、学内外研究者に装置共用の場を提供し、データ駆動型マテリアル研究開発に貢献する。

(組織)

第 3 条 コアは次の組織から構成される。

(1) 元素分析室

(2) 分析電顕室

(3) ARIM事業班

(職員)

第 4 条 コアに、次の職員を置く。

材料分析研究コア長（以下「コア長」という。）

教授

准教授

講師

助教

助手

その他の職員

2 コア長は、コアの業務を掌理する。

(コア長)

第 5 条 コア長は、本研究所の教授をもって充てる。

2 コア長の選考は、本研究所教授会の議を経て、所長が行う。

3 コア長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 6 条 コアに、その組織および運営に関することを審議するために、材料分析研究コア運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第 7 条 運営委員会は、委員長および次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本研究所の教授、准教授または講師 1 0 名以内

(2) その他、委員長が必要と認めた者 5 名以内

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

(委員長)

第8条 運営委員会の委員長は、コア長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(委嘱)

第9条 運営委員は、本研究所長が委嘱する。

(任期)

第10条 第7条第1項第1号および第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、コアの組織および運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てコア長が定める。

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

2 金属材料研究所材料分析研究コア内規（平成11年2月18日）は、廃止する。

附 則

この内規は、令和4年2月17日から施行する。